

公的資金補償金免除繰上償還等に係る公営企業経営健全化計画の概要

1 公的資金補償金免除繰上償還等に係る背景

- 地方公共団体の厳しい財政状況等を踏まえ、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、人件費の削減や経営改革の実施等、徹底した行政改革を行うことを前提として、補償金免除繰上償還が実施されましたが、一昨年秋以降の深刻な地域経済の低迷と大幅な税収減という異例な事態を踏まえ、更なる行政改革・経営改革の実施等を前提に平成22年度から24年度においても認められることとなった。

2 繰上償還の条件

- 総人件費の削減額や行政改革の改善案、目標等を設定した「公営企業経営健全化計画」に基づき、その団体の状況により繰上償還額が決定される。

3 「公営企業経営健全化計画」の計画期間

- 平成22年度から平成26年度

4 「公営企業経営健全化計画」の内容

- 前回承認された計画作成時より、さらに人件費削減や行政改革等の改善案、目標値等を定め、既存計画の期間延長とした。

5 「公営企業経営健全化計画」における主な取組み

- 職員数及び人件費の削減、料金改定の検討

6 繰上償還対象額

【水道事業会計】

(単位：千円)

年度	資金区分	平均利率	繰上償還対象額	利子分軽減額
22	旧資金運用部資金	6.30%	27,075	4,909
	公営企業金融公庫資金	6.40%	4,501	517
合計			31,576	5,426